

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

給付金

1. 一時支援金

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に一時支援金を支給します。

一時支援金の概要

- 2021年1月に発令された緊急事態宣言※1に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）を給付いたします。

給付対象について

ポイント1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること※2

ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額 = 2020年又は2019年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月

中小法人等 上限 **60**万円

対象期間 **1月～3月**

個人事業者等 上限 **30**万円

対象月 対象期間から**任意**に選択した月※3

申請受付期間 2021年 **3月8日** (月) ～ **5月31日** (月)

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき令和3年1月7日に発令した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」

※2 **緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること**

※3 対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

2

<給付対象のポイント>

- 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
（飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を示す書類の保存が必要です。申請時に提出は不要ですが、事務局等から求めがあった場合には、速やかに提出してください。）
- 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**した事業者

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

<給付額>

2020年又は2019年の対象期間の合計売上 － 2021年の対象月の売上×3ヶ月

中小法人等：上限60万円 個人事業者等：上限30万円

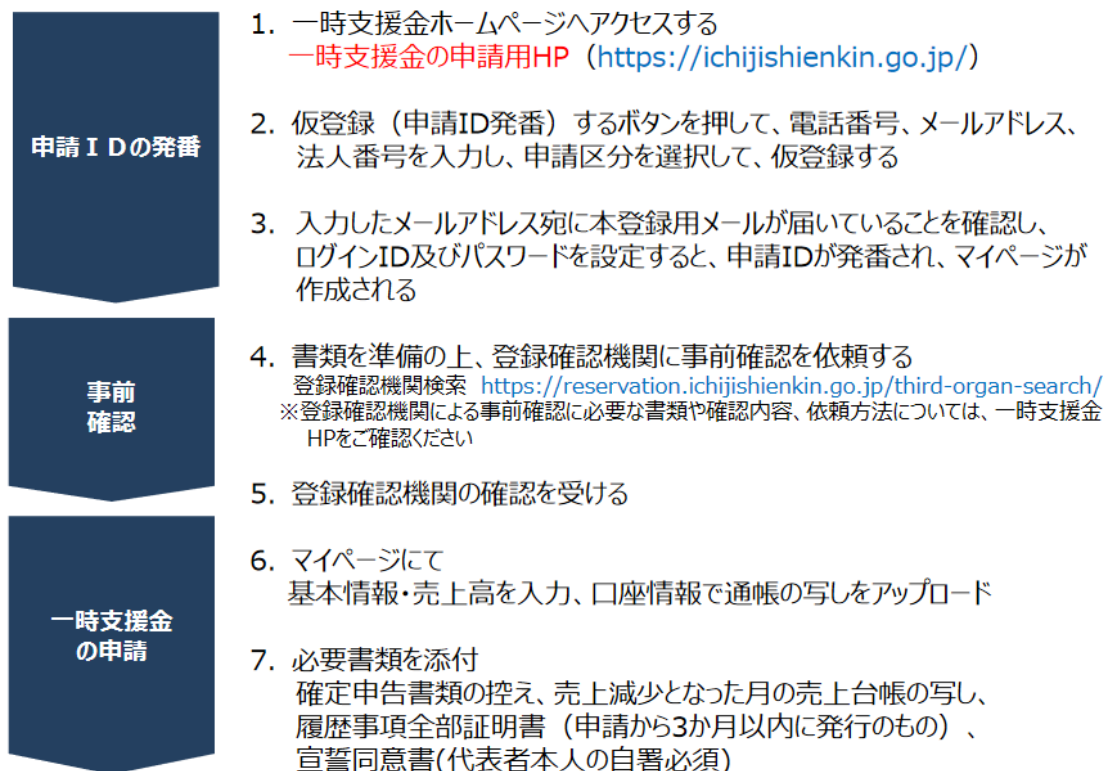
対象期間：1月～3月

対象月：対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月から任意に選択した月

【必要な書類】

- ・ 確定申告書：2019年及び2020年の確定申告書
- ・ 売上台帳：2021年の対象月の売上台帳
- ・ 宣誓・同意書：3月初旬に所定の様式を公表予定
- ・ 本人確認書類（個人事業者等の場合）：運転免許証、マイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カード等
- ・ 通帳：銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認可能なページ

申請から給付までの流れ



*申請は3月8日開始予定。詳細は以下の専用サイトをご確認ください。

申請は下記サイトを通じて行いますが、申請をサポートする会場も準備されるようです。

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）をご確認下さい

【専用サイト】

<https://ichijishienkin.go.jp/>

【問合せ先】

直通番号：0120 - 211 - 240

IP 電話専用回線：03-6629-0479

受付時間：8時30分~19時00分（全日対応）